

定例庁議次第

令和5年11月28日
役場2階第2会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 審議事項

- (1) ハラスメントの対応フロー案の一部修正について

(総務課 小林課長)【資料番号1】

4. 報告事項

- (1) 非公開

5. 議案事項

- (1) 吉岡町課設置条例等の一部改正について (企画財政課 米沢課長)【資料番号3】

- (2) 令和4年度 相馬原飛行場等周辺水道設置助成事業 上ノ原浄水場改修工事変更
請負契約の締結について (上下水道課 大澤課長)【資料番号4】

6. その他

7. 閉会

11月28日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【1. 審議事項】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 総務課長 小林 康弘

【件 名】

ハラスメントの対応フロー案の一部修正について

【目 的】

10月31日開催の定例庁議において了承いただいた、吉岡町役場におけるハラスメントの対応フローについて、議員からのハラスメントがあった場合の対応についての質問等がなされたことを受け、一部修正を行ったため、当該修正案の可否について審議をお願いするものです。

【概 要】

1. 対象職員等の見直し

10月31日の庁議でお示しした吉岡町職員のハラスメントの防止等に関する規則(案)では、地方公務員が適用される職を対象とし、吉岡町の機関^{※1}に勤務する常勤特別職^{※2}及び一般職の職員（各学校に勤務する会計年度任用職員を除く。）としていたところであるが、いわゆる非常勤特別職である各行政委員会の委員^{※3}や附属機関の委員、消防団員等も含む全ての特別職を対象とするもの。

ただし、議員については、地方公務員の身分を持たないため、条例又は議会規則等を設ける必要があり、本規則を適用することはできない。

※1 町長部局、教育委員会事務局、議会事務局、農業委員会事務局、水道事業、監査委員、固定資産審査評価委員会及び選挙管理委員会)

※2 町長、副町長及び教育長

※3 教育委員、農業委員、監査委員、固定資産審査評価委員及び選挙管理委員

○参考…狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例

（市長等及び議員の責務）

第3条 （略）

2 （略）

3 市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）並びに市議会議員（以下「議員」という。）は、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。

4 市長等及び議員は、ハラスメントの事実があると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。

2. ハラスメント苦情処理委員会の特別委員の設置

ハラスメントの行為者が三役、行政委員等の特別職であった場合であって、公正審

議のために必要があると認められるときは、外部有識者からなる特別委員2名を設置できることとするもの。

3. 懲戒処分等の措置の明確化

懲戒処分は地方公務員法の規定が適用される一般職が対象であり、三役、行政委員等の特別職を処分することはできない^{※1}ため、特別職がハラスメントの行為者となった場合の措置を一般職と分けて明確化するもの。

具体的には、他の自治体の事例等を参考に、一般職の職員であれば懲戒処分を受けようとするハラスメントを三役、行政委員等の特別職が行った場合には、報道機関等を通じて公表^{※2}することとするもの。

※1 副町長は、「長の補助機関である職員」である「特別職」であることから、懲戒等の規定については地方公務員法の規定が適用されないため、懲戒処分を行う場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）附則第9条及び地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第15条の規定により準用する同政令第12条の規定によることとなり、地方公務員法の懲戒処分とは異なるものである。

※2 原則として町長が公表するが、町長が行為者である場合はハラスメント苦情処理委員会が公表する。

○参考…狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例

（対応措置）

第11条 市長は、事実関係の公正な調査によりハラスメントの事実が確認された場合は、次の各号の行為者に対し、当該各号に定める内容を行うことができる。

- (1) 市長等又は議員 公表
- (2) 職員 市長が別に定めるところによる懲戒処分等

2 （略）

4. その他

9月に実施したアンケートでは、議員からハラスメントを受けたという回答も複数挙げられているほか、直近では千葉県柏市議会のように、議員のハラスメント防止のための条例制定の動きが全国的に出ているところである。

町議会においても、アンケート結果を重く受け止め、町民の厳粛な信託に応え、もって清廉かつ公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与するため、具体的なハラスメント防止対策等をお願いしたいところである。

そのため、執行側においては、前述のとおり一般職だけでなく特別職が行為者となった場合の措置等を具体的に定めていること等も示した上で、議会側においても吉岡町議会議員政治倫理条例（平成26年条例第6号）第3条第1項第7号の規定だけでなく、具体的な防止対策を行うようお願いしていきたい。

様式第2号（第4条関係）

資料番号3

11月28日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 企画財政課長 米沢 弘幸

【件 名】

吉岡町課設置条例等の一部改正について

【目 的】

令和6年4月1日に組織機構改革を実施するため、所要の改正を行うものです。

【改正内容】

「健康子育て課」と「介護福祉課」を統合し、「健康福祉課」を創設するもの。

【施行日】

令和6年4月1日

【上程予定】

令和5年第4回定例会

11月28日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 上下水道課長 大澤 正弘

【件 名】

令和4年度 相馬原飛行場等周辺水道設置助成事業 上ノ原浄水場改修工事変更請負契約の締結について

【目 的】

上ノ原浄水場改修工事の変更に伴う変更請負契約を締結したく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めらるるものです。

【概 要】

- 1 工事名称 令和4年度 相馬原飛行場等周辺水道設置助成事業
上ノ原浄水場改修工事
- 2 契約締結日 令和4年7月15日（原契約）
- 3 契約方法 条件付き一般競争入札
- 4 契約金額 変更前 731,500,000円
（内消費税額 66,500,000円）
変更後 747,505,000円
（内消費税額 67,955,000円）
- 5 工 期 変更前 令和5年12月15日
変更後 令和6年5月31日
- 6 補助金 有（国：民生安定施設整備事業）
- 7 請負者 株式会社ヤマト 代表取締役 社長執行役員 町田 豊

【上程予定】

令和5年第4回定例会